

(名称)

第1条 本組合は、同志社共済組合（以下「組合」という。）という。

(目的)

第2条 組合は、相互扶助の精神に基づき、組合員の福利厚生と相互の親睦を図ることを目的とする。

(基金)

第3条 組合は、基金として200,000,000円を設定する。

(事業)

第4条 組合は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 給付事業
- (2) 貸付事業
- (3) 福祉事業
- (4) 組合集会
- (5) その他の事業

(組合員)

第5条 組合は、学校法人同志社（以下「法人」という。）の常勤役員及び社員をもって組合員とする。

2 組合員は、退職又は死亡したときその資格を失う。

(組合費)

第6条 組合員は、組合費として本俸の1000分の5を負担するものとする。

2 組合費は、毎月の給与から控除する。

(給付)

第7条 組合は、別に定める規程により次の給付を行う。

- (1) 休業給付
- (2) 罹災給付
- (3) 慶弔給付
- (4) 入院給付
- (5) 医療給付
- (6) 家事援助給付
- (7) 介護支援給付
- (8) 遺児育英資金給付
- (9) 人間ドック利用補助給付
- (10) ガン検診PET-CT利用補助給付
- (11) 大腸がん検診利用補助給付
- (12) 婦人科検診利用補助給付
- (13) インフルエンザ予防接種利用補助給付

(貸付け)

第8条 組合は、別に定める規程により組合員に対し貸付けを行う。

(福祉)

第9条 組合は、組合員の福祉の増進を図るため、保養及び健康保持にかかわる事業を行う。

(組合集会)

第10条 組合は、組合員相互の親睦を図るため組合集会を開催する。その時期方法等は、運営委員会において定める。

(役員)

第11条 組合に次の役員を置く。

- (1) 組合長 1名

(2) 副組合長 2名

(3) 監事 2名

2 役員を選出方法及び任期は、別に定める。

(役員職務)

第12条 組合長は、組合を代表しその業務を統括する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監事は、組合の業務執行状況及び会計を監査する。

(運営委員会)

第13条 組合の適正な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は20名とし、その選出方法は別に定める。

3 運営委員の任期は3年とする。

4 運営委員会は、組合長が招集し議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次に定める事項について審議する。

(1) 本規程及びその他の規程の改廃に関すること。

(2) 重要な財産の取得及び処分に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 事業の実施に関すること。

(5) その他重要な事項

(運営委員会の議決)

第15条 運営委員会は、委員の過半数が出席することによって成立する。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、前条第1号、第2号及び第3号に掲げる事項については運営委員の3分の2以上の同意がなければならない。

(ウェルネス委員会)

第16条 組合員の健康な体力を増進し、文化的な生活の向上を図るため、共済組合運営委員会のもとにウェルネス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、組合員のうちから組合長が委嘱する次の者をもって構成し、委員長は委員の互選による。

(1) 各学校体育担当教員（大学から1名、女子大学から1名、中高から5名）

(2) 法人事務部長、大学総務部人事厚生課長、大学教務部京田辺校地教務課長

(3) 共済組合運営委員から3名

(4) 組合長が必要と認めた者1名

3 前項第1号及び第4号の委員の任期は3年とする。

4 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数が出席することによって成立する。

(法人補助金)

第17条 組合は、毎月組合費収入と同額の補助金を法人より受けるものとする。

(運営資金)

第18条 組合の運営資金は、次の各号をもって充てる。

(1) 組合費

(2) 法人補助金

(3) 財産から生ずる収入

(4) その他の収入

(事業年度)

第19条 組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告)

第20条 組合長は、事業年度終了後2カ月以内に事業報告書に監事の監査報告書をそえて運営委員会に提出し、承認を得なければならない。

2 組合長は、事業報告、予算・決算を組合員に知らせなければならない。

(基金繰入)

第21条 毎年度収支決算において剰余金を生じたときは、第3条に定める基金額に達するまでその一

部を繰り入れるものとする。

(解散)

第22条 組合は、組合員総数の3分の2以上の同意がなければ解散することはできない。

附 則

1 この規程は、1973年12月1日から施行する。

2 1951年7月1日施行の同志社共済組合定款は、本規程の制定により廃止する。

附 則

この規程は、1982年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1984年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1985年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1988年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。